

令和6年度多面的機能支払交付金伴走支援業務委託その2 仕様書

第1条 総則

本仕様書は、「令和6年度多面的機能支払交付金伴走支援業務委託その2」（以下、「本業務」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

第2条 事業目的

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るためには、農地の適切な保全管理を維持することが必要である。このため、農村が地域外の企業、学校等の多様な団体と関わりを持つことで農地の保全に資する共同活動のさらなる促進につなげる。

また、農村と企業との交流により、人口減少・高齢化の進む農村地域の活性化に寄与することを目的とする。

第3条 契約期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

第4条 事業内容

将来、農村地域と企業・学校・団体等が連携して継続的に保全活動を行えるような体制構築を見据え、「むらマッチ」を活用し、企業・学校・団体等と多面的機能支払交付金の活動組織とのマッチングの企画、啓発・普及に取り組み、企業・学校・団体等が保全活動に参加する共同活動イベントを企画実施する。

(1) マッチング希望企業・団体の掘り起こし

農村において、共同活動や地域貢献、研修・教育等を希望する企業や団体の掘り起こしを行い、活動内容や活動規模の意向を調査する。

掘り起こしは県内外を問わず、業種も幅広いものを対象とする。

(2) 共同活動メニューの企画

令和5年度に発注者が実施したアンケート（別紙 R5 アンケート結果参照）、HP「むらマッチ」掲載情報及び(1)で掘り起こした企業側のニーズをもとに、下記を整理する。

- ・受け入れる農村（アンケート結果でマッチング希望のある18地域）の希望内容と地理的条件等
- ・企業・大学等が希望する活動内容、参加規模等

双方のニーズから、連携可能な共同活動メニューを企画する。

(3) マッチング

企画した共同活動メニューのうち、マッチングの可能性の高いものについて、農村と10以上の企業・団体等に啓発・普及活動を行い、マッチングの実現に向けて調整

を図る。

調整したマッチングについて、共同活動に関するイベントを1回以上開催する。

(4) 「むらマッチ」の活用、今後の運用の方向性の提案

(1)～(3)を通して、マッチングの可能性のある共同活動のメニューについて、農村と企業・団体等とのマッチングプラットフォーム「むらマッチ」に掲載できる内容とするとともに、「むらマッチ」を活用して実際のマッチングを増やしていくための今後の運用方針を提案する。

第5条 業務打合せ

本業務を円滑に実施するため、発注者と密に連絡調整し、最適な運営に配慮する。

ア 着手及び完了時：1回ずつ 計2回

イ 中間打ち合わせ：3回

以下の（案）がまとまった時点において中間打ち合わせを行う。

- ① 第4条(2)共同活動メニューの企画（案）
- ② 第4条(3)共同活動のイベント企画（案）
- ③ 第4条(4)「むらマッチ」運用方針（案）

第6条 契約に係る提出書類

(1) 委託業務実施計画書 1部

(2) 委託業務完了報告書 1部

第7条 定めなき事項

本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により決定する。